

<中学校教諭一種免許状(英語)>

「教育職員免許法施行規則」に定める科目区分		修得単位数	
I	「施行規則66条の6に関する科目」	11単位	
II	「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」	必修科目 30単位	IV「大学が独自に設定する科目」等以下より1単位以上 ・大学が独自に設定する科目 ・「教科及び教科の指導法に関する科目」より28単位以上修得した科目の単位数
III	「教科及び教科の指導法に関する科目」	必修科目 28単位	
			合計:59単位以上

※「介護等体験」への参加必須

<高等学校教諭一種免許状(英語)>

「教育職員免許法施行規則」に定める科目区分		修得単位数	
I	「施行規則66条の6に関する科目」	11単位	
II	「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」	必修科目 26単位	IV「大学が独自に設定する科目」等以下より5単位以上 ・大学が独自に設定する科目 ・「教科及び教科の指導法に関する科目」より28単位以上修得した科目の単位数 ◆中学校・高等学校免許を同時取得する場合は「教育実習2」
III	「教科及び教科の指導法に関する科目」	必修科目 28単位	
			合計:59単位以上

免許教科	中学校・英語科					高校・英語科					備考	
	英語学	英語文	英語コミュニケーション	異文化理解	各教科の指導法	英語学	英語文	英語コミュニケーション	異文化理解	各教科の指導法		
該当科目	免許法施行規則に定める科目群											
授業科目名(単位数)												
教科に関する専門的事項	英語学概論1	2	◎				◎					
	英語学概論2	2	◎				◎					
	英語学概説1	2	◎				◎					
	英語学概説2	2	◎				◎					
	English 1 (Reading & Writing)	4	*				*					
	English 2 (Reading & Writing)	4	*				*					
	英文学概論	2		◎				◎				
	米文学概論	2		◎				◎				
	English 3 (Communication)	4			◎				◎			
	イギリス歴史・文化講義	2				◎				◎		
	アメリカ歴史・文化講義	2				◎				◎		
	国際・地域文化関係論(基礎)	2				*				*		
	グローバル論	2				*				*		
	多文化マネジメント論	2				*				*		
国際・地域文化関係論(展開)	2				*				*			
各教科の指導法	英語科教育論1	2					◎				◎	
	英語科教育論2	2					◎				◎	
	英語科教育論3	2					◎				◎	
	英語科教育論4	2					◎				◎	
必修	◎	8	4	4	4	8	8	4	4	4	8	
選択	*	-					-					
合計		28単位以上					28単位以上					

備考:◎印は必修科目であり、すべてについて単位を修得しなければならない。

\*印は選択科目であり、必修科目及び選択必修科目で指定された単位だけでは合計の単位数に満たない場合のみ、不足分の単位をこれらの科目の中から修得しなければならない。

よって、選択科目の指定単位数が「-」と表示されている場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」の要件として履修・修得する必要はない。

ただし、「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数を満たしていない場合は必要に応じて履修・修得すること。

その他、その科目群の学修を自主的に深めるために履修することを推奨する。